

重要事項説明書(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

1. 運営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 八寿会
代表者名	理事長 後藤 利徳
所在地・連絡先	神奈川県藤沢市小塚370-1 電話番号:0466-52-2511
業務の概要	介護保険法の規定に基づく介護福祉事業等による地域福祉貢献

2. 当事業所の概要

事業所名	地域包括支援センター みどりの園鎌倉
所在地	神奈川県鎌倉市常盤165-8
事業者指定番号	1402100117
管理者・連絡先	長 優子 電話番号:0467-62-0666
サービス提供地域	梶原(未表示)、寺分(未表示)、上町屋、常盤、笛田

3. 事業所の職員体制等

職種	常勤 ・兼務	非常勤 ・兼務	常勤 ・専任	非常勤 ・専任	職務内容
管理 者	1名	0名	0名	0名	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行います。
保健師・看護師	2名	0名	0名	0名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたります。
社会福祉士	2名	0名	0名	0名	
主任介護支援専門員	1名	0名	0名	0名	
事務員	0名	0名	0名	0名	

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日、年末年始の12月29日から1月3日を除く）
営業時間	8時30分から17時00分まで

5. 事業の目的および運営方針

事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、要介護状態にならないための予防策として高齢者の状態に応じた保健福祉及び医療サービスを包括的に提供します。
運営方針	<p>① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供がされるよう支援します。</p> <p>② 介護予防支援等の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。</p> <p>③ 介護予防支援等の実施に当たり、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

6. 業務の一部委託について

- 事業者は、利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
- 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができます。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 委託先 指定居宅介護支援事業者 有り／無し

【有りの場合】	事業所名	
	所在地	
	管理者・連絡先	

7. サービス利用料及び利用者負担

介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント支援の内容	提供方法	介護保険等適用の有無	1か月当たりの 料金	1か月当たりの 利用料
① 利用申込受付・契約締結	契約書別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容」を参照ください。	①～⑨は一連業務として介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業費支給の対象となるものです。	◆初回利用月 月額;8,199円	介護保険給付費または地域支援事業費から全額給付される場合には、利用料を支払う必要はありません。 (法定代理受領の場合)
② アセスメント;利用者宅訪問・面接			◆2か月目以降 月額;4,884円	
③ 介護予防サービス計画の作成			◆居宅介護支援事業所へ委託した月；上記に3,315円を加算(委託連携加算)	
④ 介護予防サービス事業者との連絡調整				
⑤ サービス実施状況の把握、評価				
⑥ 利用者状況の把握				
⑦ 給付管理				
⑧ 要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑨ 相談業務				

*今後、介護予防支援等の「1か月あたりの利用料金」は指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の改正により変更となることがあります。

*保険料滞納による給付制限等により、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付致します。

8. その他の費用について(交通費)

職員がサービス提供地域以外の地域に訪問・出張する場合であっても、その交通費は徴収しません。また、記録等の写しは1枚10円の実費で発行いたします。

9. 公正中立なケアマネジメントの確保について

介護予防サービス計画書に介護予防サービス事業所を位置付ける際には、複数の事業所を紹介します。また、求めに応じて当該事業所を位置付けた理由を説明します。

10. 医療機関との連携について

- 利用者が入院された場合は、入院先医療機関等に担当職員の氏名や連絡先をお伝えください。
- 利用者が医療系のサービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画書を交付します。

11. 事故発生時の対応について

- 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族及び鎌倉市に連絡を行うとともに必要な措置を行います。
- 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。但し、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">事業者および担当職員は、その業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、事業者は、担当職員であった者が正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメント業務において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることはありません。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報を含む文書については管理者が責任を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。また、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを業務の一部を委託する場合においても、同様に個人情報の保護を行います。

13. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止していきます。

- 虐待防止に関する担当者を配置し、対応します。
- 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 虐待防止の指針を整備しています。
- 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに鎌倉市へ通報します。

14. 身体拘束等の適正化の推進について

- 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様・時間、その際の利用者の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。

15. ハラスメント対策について

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、研修、相談窓口の設置・周知など職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対してカスタマーハラスメント（暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

*別紙「サービス利用に際してのお願い」参照

16. 衛生管理等について

- 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
- 職員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 業務継続計画(BCP)の策定等について

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に基づき対応します。
- 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、研修および訓練の定期的な実施とその内容を随時見直します。

18. 職員研修について

事業者は、職員の採用時研修やその後の継続的な研修の機会を計画的に実施しています。

19. 医療・福祉従事者、学生等の同行実習について

事業者は、医療・福祉従事者、学生などの実習を受け入れております。職員が利用者に対して行っている地域包括支援センター業務に同行し、見学させていただきます。実習を通して知りえた利用者や家族に関する情報については、他者に漏らす事が無いよう個人情報及びプライバシーの保護に必要な措置を行います。

20. サービス内容に関する苦情について

提供したサービスへの苦情、または作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申立てや相談があった場合には、速やかに対応を行います。

【苦情処理の体制及び手順】

利用者及びその家族からの苦情への対応	苦情に関する常設窓口として担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも、事業所の他の職員が苦情対応受付表を作成し、担当者に確実に引き継ぎます。 【常設受付窓口】地域包括支援センターみどりの園鎌倉 【連絡先】電話番号;0467-62-0666 FAX番号;0467-62-2680 【担当者】管理者 長 優子 【対応時間】8時30分から17時00分まで(月曜日から土曜日 祝祭日を除く)
円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順	苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況について検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
その他	当事業所において処理し得ない内容については、鎌倉市、神奈川県国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検証し対応いたします。

【公的機関においても次の機関で苦情申し立て等ができます。】

鎌倉市介護保険課	所在地	鎌倉市御成町18番10号
	電話番号	0467-61-3947
	対応時間	8時30分から17時00分まで(月曜日から金曜日。祝祭日を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠木町27番地1号
	電話番号	045-329-3447(直通)
	対応時間	8時30分から17時15分まで(月曜日から金曜日 祝祭日を除く)

【説明確認欄】

年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者

事業者名 地域包括支援センターみどりの園鎌倉

担当者

(印)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関わる契約の締結に当たり、私は、確かに、貴法人から上記の重要な説明を受け、その内容について同意し、本書面の交付を受けました。

利用者 住所 鎌倉市

氏名

(印)

代理人または立会人 住所

氏名

(印)